

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、県営土地改良事業（県営中山間地域総合整備事業さぬき南部地区（寒川・長尾ほ場整備））計画を平成26年12月9日変更した。

その関係書類をさぬき市建設経済部土地改良課において平成27年1月8日から同月28日まで縦覧に供する。

平成26年12月24日

香川県知事 浜 田 恵 造